

末川民事法研究発刊にあたって

末川民事法研究会は、ここに、新たな研究公表の媒体として、「末川民事法研究」を発刊した。この「末川民事法研究」は、これまでの多くの研究公表媒体と比較して、次の2つの特徴を持っている。

第1に、既存の出版社に編集及び発行を頼ることなく、研究会構成員が発行に必要となる資金を自ら拠出し、研究会構成員から編集委員を選任することによって、研究会構成員個人が自由な発想、課題、研究手法に従って、各自の研究を行うことができるようにする体制を調えた。このため、「末川民事法研究」は電子媒体のみでの公表となり、冊子体としての公表は行わないが、これは単なる経費の節約に留まるものでなく、新たな時代の趨勢である電子公表を先取りしたものであるとすることができる。

第2に、研究会で各研究が報告される際に行われる議論のほか、提出された原稿に対して匿名審査を厳正に行うことによって、研究発表媒体としての質の向上と、研究会及び雑誌の双方に関する信頼性の確保を図る体制を構築した。この点は、自然科学分野では従来から広く行われていたものであり、今後は法律学においても、単に各自の努力と倫理観のみに原稿の質の確保を依存することはできないわけであって、これも時代の趨勢を先取りしたものであるとすることができる。従って、「末川民事法研究」は、末川民事法研究会の構成員であれば、その属性や経験の如何を問わず、研究成果を投稿する権利が等しく帰属し、逆に、全ての原稿について等しく審査が課され、原稿の書き手による差別は一切行われない。

以上を要するに、「末川民事法研究」は、真の意味での学問の自由を追求するために、われわれ自身の手によって発刊されたものであって、今後における発展の可能性を無限に秘めるものである。従って、現在のわれわれは、伝統ある末川民事法研究会の学問上の豊富な資産を十二分に活用し、われわれ自身が最大限努力することにより、未来におけるさらなる発展の可能性を持つ次世代の研究者へ新たな学問上の財産を引き継いでいくことを目指すものである。

なお、「末川民事法研究」を電子媒体として自主発行するという新たな試みに対して、多くの方から御協力と御教示をいただいたことを明記し、今後優れた研究発表を行っていくことによって、この御恩にお返ししたいと考えている。

2017年7月12日
末川民事法研究会